

道央廃棄物処理組合だより

道央廃棄物処理組合は、ごみ処理を共同で行うために設立した「一部事務組合（特別地方公共団体）」です。構成団体は、千歳市・北広島市・南幌町・由仁町・長沼町・栗山町の2市4町です。

令和6年3月発行

建設中の『焼却施設』は4月1日から供用を開始します

昨年12月11日から試運転を開始し、運転技術の習熟を行うとともに様々な試験や分析などを実施し施設の安全性の確認を行っております。

今後、3月末まで試運転を実施し、4月1日（月）から供用を開始します。

焼却施設の安全を祈願し「火入れ式」を行いました

令和5年12月2日、焼却施設の運転にあたり安全を祈願するため、建設工事の施工業者主催による「火入れ式」を行いました。

「火入れ式」には、構成団体（千歳市・北広島市・南幌町・由仁町・長沼町・栗山町）の市長・町長、議長及び関係者が出席し、焼却施設が末永く安全で安心して運用されることを祈願しました。



大切なお知らせ

- ① 4月からの「燃やせるごみ(可燃ごみ)」と「燃やせないごみ(不燃ごみ)」の区分については、お住いの市町の廃棄物担当部署にお問い合わせください。
- ② 3月11日から、当組合は焼却施設に移転します。

新しい所在地は、〒066-0008 千歳市根志越 2533 番地の1
電話番号:0123-25-5331、FAX 番号:0123-25-5578 となります。

eメールアドレスやホームページには、変更がありません。

ご不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

焼却施設への自己搬入について（2市4町のみ持込み可）

- 搬入する「燃やせるごみ(可燃ごみ)」は、排出される市町の分別ルールに従って下さい。
 - 日曜日と1月1～3日は、受け入れできません。
受入時間は、午前8時30分～午後4時30分までです。
 - 搬入できる「燃やせるごみ(可燃ごみ)」の大きさは、最大63cm×63cmで厚さは10cmまで、また、長物は直径10cm長さ90cmが最大です。
 - 搬入には、「ごみ搬入申込書」と「運転免許証またはマイナンバーカード」が必要です。「ごみ搬入申込書」は計量所で配布しますが、事前に組合や各市町のホームページからダウンロードにより入手し、記載しておく便利です。
 - **千歳市、北広島市、栗山町**の方は、指定ごみ袋やごみ処理券を貼る必要はありませんが、袋に入れる場合は透明・半透明のものをご使用ください。
内容が確認できない場合は受け入れできません。
 - **南幌町、由仁町、長沼町**の方は、必ず指定ごみ袋を使用してください。
指定ごみ袋に入っていないものは受け入れできません。
- ※ 詳細は、お住まいの市町の廃棄物担当課または当組合にお問い合わせ下さい。



<搬入・退出の流れ>

- ①市道根志越長都線側の入口から入場し、計量棟へ進みます。
 - ②計量棟で重量を計測し、焼却施設へ進みます。
 - ③焼却施設3階のプラットフォームで、ごみを降ろします。
 - ④ごみを降ろし終わったら、焼却施設を出て、計量棟に進み「ごみの処理手数料」を支払います。
 - ⑤計量棟を出て、道道967号:馬追原野北信濃線側の出口から退場します。
- ※ 場内は一方通行です。
案内に従って走行して下さい。

編集・発行・問い合わせ先 **道央廃棄物処理組合**

〒066-0042 千歳市東雲町2丁目34番地6 千歳市西庁舎2階

TEL 0123-40-5300 FAX 0123-23-0053 (3月8日まで)

E-mail info@douou53kumiai.jp ホームページ www.douou53kumiai.jp

